【177】

氏　名(本　籍)	藤井穂高(ふじいほだか)(千葉県)
学位の種類	博　士(教育学)
学位記番号	博　乙　第　853　号
学位授与年月日	平成5年3月25日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
審査研究科	教育学研究科
学位論文題目	初等教育の一環としての保育制度の論理と構造 ――フランス19世紀保育制度史研究――

主　査	筑波大学教授		桑原敏明
副　査	筑波大学教授	教育学博士	天野正治
副　査	筑波大学教授	教育学博士	下村哲夫
副　査	筑波大学助教授	教育学博士	新井邦二郎
副　査	筑波大学助教授		斎藤佐和
副　査	筑波大学教授	教育学博士	片岡暁夫

論　文　の　要　旨

本論文は，序章，本論（2部11章），結章からなる，本文261頁（400字詰原稿用紙換算約780枚），資料59頁の論文である。その構成と概要を記せば，以下のようである。

「序章　課題と方法」では，本研究の意図と課題，本研究の方法（視角と素材）を述べ，先行研究をレビューした。ここでは，本論文が，フランスの19世紀の保育制度において保育所(salle d'asile)が母親学校（ecole maternelle）に変化する過程を，制度構造（関係法規定の①目的，②内容・方法，③教員，④アクセス制度からの分析）および論理（代表的実践家の理論および歴史的背景の分析）から明らかにすることを目的とすること，この過程において就学前教育機関の，保育機能と教育機能との統合ベクトルと小学校からの独立性保持という文化ベクトルがどのような関係のもとに展開したかを分析視点とすること，を説明した。

「第Ⅰ部　保育所の論理と構造」は，保育所時代（1830年代から1870年代まで）を叙述の対象とする。その各章は，分析枠組み（①目的，②内容・方法，……）に沿って設けられた。

「第1章　保育所の目的－社会秩序の維持と労働者の養成－」では，フランスの保育所は，社会秩序の維持と労働者の養成という小学校と共通の目的をもって誕生したがゆえに当初から「学校」の範疇に分類されていたこと，第2帝制期にはドイツのフレーベル主義の影響で，小学校からの独自性を獲得する胎動もあったこと，を述べた。

第Ⅰ部「第2章　保育（教育）内容・方法－初等教育との同型性とその克服の胎動－」では，保

育所は，教育内容・方法の面で，幼児保護という独自性をもつものの，小学校と同じベクトルにおける難易度の差にすぎないこと，第2帝制期にはフレーベル主義の影響により，知育の限定・体育重視の独自性が胎動すること，を述べた。

第Ⅰ部「第3章　教職員制度－教員資格の多様性と養成制度の未整備－」では，資格制度は原則的には，保育所と小学校は同一であったが，保育所教員の資格はいっそう多様であったこと，保育所教員養成制度は未整備の状態にあったこと，そのカリキュラムは低い水準であったこと，を述べた。

第Ⅰ部「第4章　アクセス制度－慈善施設としての保育所の限界－」では，貧民対象という独自性から無償の割合が小学校より高かったこと，保育所成立の頃，小学校には設置義務が始まったが，保育所は慈善的性格により寄付・献金による設置に頼っていたこと，を述べた。

第Ⅰ部「第5章　D．コシャンの保育所論－成立期の典型として－」では，保育所のバイブルと称されるD．コシャンの『手引書』を分析し，「身体的，道徳的，知的発達」の目的論にもかかわらず，絶えざる監督・号令による幼児の完全な統制，秩序への馴化が内容・方法の基本であったこと，を述べた。

第Ⅰ部「第6章　M．パプ・カルパンティエの母親学校（保育所）論－教育施設への改革の論理－」では，保育所教員養成所長として活躍し「母親学校」の実現に邁進したM．パプ・カルパンティエの著作を分析し，彼女は，子どもの欲求を教育の起点と考え，さまざまな活動的教育方法を編み出したこと，しかし小学校とともに宗教的・道徳的人間の育成を教育目的の中心に据えたがゆえに「母親学校」を主張したこと，を述べた。

「第Ⅱ部　母親学校の論理と構造」は，1880年代以降を叙述の対象にする。各章が，第Ⅰ部同様，分析枠組みに沿って設けられた。

「第1章　初等教育の一環としての母親学校の成立とその目的」では，母親学校の初等教育機関としての地位を法定した1886年ゴブレ法の審議過程では，母親学校の「学校」的性格は自明のこととして論議はなく，論議は世俗性の側面から「慈善」的性格の除去に集中したこと，そこに統合ベクトルの強さを見ること，母親学校の教育目的では「身体的・道徳的・知的発達」が強調され，幼児の発達の独自性への着想が表れてきたこと，その背景に心理学やフレーベル主義の影響があること，を述べた。

第Ⅱ部「第2章　保育（教育）内容・方法－独自性の模索と困難性－」では，1887年の文部省令にみる母親学校の教育内容では「遊び」が筆頭に置かれるが，教育内容の細目は従来の知育を中心とするものであり，新たな独自性の確立には至っていないことを述べた。

第Ⅱ部「第3章　教職員制度の統合－その構造，政策意図と問題点－」では，母親学校の教員の資格・養成制度も統合の流れの中で小学校教員と同一になること，しかし幼児の発達に応じた養成カリキュラムの発想は出現していないこと，を述べた。

第Ⅱ部「第4章　アクセス制度改革－その制度的構造と改革の論理－」では，初等教育の一環として母親学校も初等教育無償化法によって一括無償となったこと，幼児の小学校就学の慣行を踏ま

えて母親学校・幼児級・幼児班の設置が制度化されたこと，を述べた。

第II部「第５章　P．ケルゴマールの母親学校論－独自性獲得への戦いと限界－」では「母親学校の創設者」と称えられるP．ケルゴマールの著作を分析し，彼女の幼児発達観・母親学校観は従来の低度で小型な小学校としての母親学校から抜け出し，独自の役割をもつ母親学校像であること，彼女の努力は1908年の母親学校カリキュラムに結実することを述べた。

「終章　本論のまとめと今後の課題」では，保育所から母親学校への変化は分化のベクトルよりもはるかに強力に統合のベクトルが働いていたこと，統合ベクトルの内実は母親学校も小学校と同じ基礎的知識を授ける場所という認識に基づくものであったこと，そのことは保育制度と初等教育制度の格差是正に貢献したが保育制度の独自性の確立の障害となった旨の総括を行い，20世紀における保育制度の展開過程に関する継続研究の課題を論じた。

審　査　の　要　旨

本論文は，以下の点にオリジナリティが認められ，極めて水準の高い論文と評することができる。

ア　我が国で初めて19世紀フランスの保育制度を本格的に研究し，未知の領野に光りを当てた。

イ　関係法令の悉皆収集と規定内容の構造分析を正確に行った。

ウ　法令の制定過程と代表的指導者の原著の分析により，制度の展開の論理構造を明らかにした。

エ　論点が明確であり，一環した視点をもって，論理的に叙述した。

オ　原史資料の検索・収集・読解に精力的に努力した。

カ　これらにより，序論で設定した研究目的は見事に達成された。

歴史を論理的に整理しすぎた，現代日本への適用の意識が過度に及ぶなどの問題点はあるが，本論文自体の価値と申請者の優れた研究能力は確かなものである。

よって，著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。